

第 2 9 回農業委員会総会議事録

平成 2 9 年 5 月 8 日 (月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第109号から第111号)
日程第4 議事(議案第100号から第103号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 1 人)

2番	横山 實	3番	森田 啓介
4番	松山 宗則	5番	舟木 康眞
6番	永森 薫	7番	明石 茂
8番	前田 進	9番	土合 正夫
10番	城石美枝子	11番	山谷 孝芳
12番	村上 利之	15番	水元 睦雄
17番	川西喜一郎	18番	山下 隆之
19番	杉本 周平	20番	堀 清範
21番	堀 正	22番	石井 寿男
23番	前花 敏子	24番	竹島 信義
25番	佐伯 瑞穂		

欠 席 委 員 (4 人)

1番	若林 俊明	13番	前田 光春
14番	熊西 忠治	16番	石庭 文男

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第109号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告第 110 号 農地等第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 111 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 100 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 101 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 102 号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について
議案第 103 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局
局長補佐 堀 修二 主 査 田中 良仁

射水市農林水産課
局長補佐 西尾 哲 主 任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 29 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「11 番 山谷委員」「12 番 村上委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第109号の説明）

議長（舟木会長）

報告第109号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了承をお願いします。

（報告第110号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第110号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第111号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第111号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第100号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第100号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の4ページをご覧ください。

今回は3件ございます。

【議案第100号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1・2・3番については、すべて経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第100号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第100号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第101号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第101号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書5ページの議案第101号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は10件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第101号を議案書をもとに朗読】

- 1 番は一戸建住宅
- 2 番は駐車場拡張
- 3 番は駐車場資材置場
- 4 番は駐車場
- 5 番は農家分家住宅敷地
- 6 番は住宅敷地
- 7 番は建設資材置場
- 8 番は資材置場
- 9 番は自己用住宅
- 10 番は分譲宅地造成としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番については堀正委員より説明をお願いします。

堀正委員

議案第101号の1番について説明します。

申請人は市内のアパートで妻、子供の3人と暮らしています。子供も大きくなりアパートでは手狭な状況になっています。また両親の面倒のことも考え、本家の近くにある父所有の田を転用して分家住宅を建てることにしました。今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2 番については永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案第101号の2番について説明します。

申請人は地内で暮らしています。

このほど、事務所敷地の駐車場の一部が畑であることが判明し、事前に農業委員会に相談したところ、農地転用許可を必要とすることを知らされました。

敷地の一部が農地であることを知らず、駐車場として舗装してしまったことが判明し一刻も早く是正をするため、申請されたものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3番・4番については水元委員より説明をお願いします。

水元委員

議案第101号の3番について説明します。

申請人は 市内で 工場を営んでおります。

現在、顧客用の代車が増加し、繁忙期には敷地内で保管できず、一時的に農道等に仮置きする状況になってきています。また業績が好調なこともあり、さらに販売用タイヤの保管場所も確保したいことから今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

引き続き、議案第101号の4番について説明します。

申請人は 団体である 会です。

当 区域は比較的広く、会合等で公民館を利用する際には自家用車を利用する会員が多く、既存の駐車場では足りなくなることがあり、路上駐車する車両があります。このような状況を解消するために新たに駐車場敷地を確保するため今回申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

5番については前花委員より説明をお願いします。

前花委員

議案第101号の5番について説明します。

申請人は本年7月に結婚予定であります。申請人の実家は農地を所有しており、農業を営んできました。今後の農業の手助けのことも考え、申請人の両親が所有する田で分家住宅を建築することを考えましたが希望の敷地が見つからない為、地域内で農地を提供してくれる方が探したところ快く提供して頂ける人が見付き、今回農地転用の申請をするものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

6番については山下委員より説明をお願いします。

山下委員

議案第101号の6番について説明します。

申請人は 市内のアパートで妻、子供3人と暮らしています。子供も大きくなりアパートでは手狭な状況になっています。また両親の面倒のことも考え、 市内で土地を探しておりましたがこの度地権者の同意が得られ今

回転用申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

7番については事務局より説明をお願いします。

事務局（堀）

議案第101号の7番について説明します。

申請人は 市内で 業を営んでおります。

現在、 市内で2か所の建設資材置場を利用しておりますが、この度、地内で借りている資材置場を返還することとなりました。新たな建設資材置場を確保する必要があり、検討したところ既存の資材置場に隣接している農地を提供して頂けることになり今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

8番については村上委員より説明をお願いします。

村上委員

議案第101号の8番について説明します。

申請人は 市内で 業を営んでおります。

現在、 市内で資材置場を利用しておりますが、業績も好調で資材も増えており、かなり手狭な状況になっています。新たな建設資材置場を確保する必要があり検討したところ会社事務所にも近い申請地の地権者にも同意を得られ今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

9番については永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案第101号の9番について説明します。

申請人は 市内のアパートで妻、子供の3人と暮らしています。子供も大きくなりアパートでは手狭な状況になっています。

子供の教育環境を考え、小学校及び中学校に近い地区で検討した結果、申請地の所有者に同意が得られ今回転用申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

10番については土合委員より説明をお願いします。

土合委員

議案第101号の10番について説明します。

譲受人は地内で業を営んでおります。

このほど、地内において区域内の道路や公園等を含む、全体面積ha、区画の分譲住宅敷地を整備することになり、計画敷地内にある農地筆、 m^2 を転用するため申請されたものです。申請のあった農地の大半は不整形であり、1筆あたりの面積もまちまちなことから、作業効率が悪く、さらに周辺を住宅地に囲まれていることもあり、水利状況も厳しく、地元自治会では、以前から宅地化の転換を要望していたものです。

申請にあたっては、近隣農地への影響もないと思われ、地元土地改良区及び生産組合等の同意も得ております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第101号について説明します。

1番については申請地が市街化傾向区域の農地であることから、これを2種農地と判断します。転用目的は一戸建住宅であり、集落にも接続していることから問題ないと判断します。

2番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は駐車場拡張であり規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は駐車場・資材置場で、かつ既存地の拡張であることから、規模必要性からもやむを得ないと判断します。

4番については申請地が市街化傾向区域の農地であることから、これを2種農地と判断します。転用目的は駐車場であり規模、必要性からも問題ないと判断します。

5番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的は農家分家住宅であり、集落にも接続していることからやむを得ないと判断します。

6番については申請地が市街化傾向区域の農地であることからこれを2種農地と判断します。転用目的は住宅敷地であり集落にも接続していることから問題ないと判断します。

7番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることからこれを1種農地と判断します。転用目的は建設資材置場であり、既存地の拡張であることからやむを得ないと判断します。

8番については申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることからこれを1種農地と判断します。転用目的は資材置場であり集落にも接続していることから、規模必要性からもやむを得ないと判断します。

9番については申請地が市街化傾向区域の農地であることからこれを2種農地と判断します。転用目的は自己用住宅であり集落にも接続していることから問題ないと判断します。

10番については申請地が市街化傾向区域の農地であることからこれを2種農地と判断します。転用目的は分譲宅地造成であり代替農地の可能性もないことからやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

永森委員

農地転用申請に上限面積はあるんですか。

事務局（堀）

上限はありません。

永森委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第101号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第101号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第102号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第102号農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書8ページご覧ください。

農地の公売に関する買受適格証明願は1件となっております。

議案書に基づき説明いたします。

【議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局より本議案について説明がありましたが、質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認めます。

只今議案となっております、議案第102号については直ちに採決いたしたいと思いますが、そうすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

ご異議なしと認めます。

よって本議案を直ちに採決いたします。

「議案第102号農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について」を原案どおり適格であると認め、また当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受人となり、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、会長が証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第102号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付については、原案どおり交付することに可決されました。

（議案第103号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第103号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありました。本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第103号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第103号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第29回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時10分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 6月6日(火)午後2時から
- ・射水市役所 大島分庁舎大会議室

農業委員会視察研修会について

- ・実施予定日 平成29年6月29日(木)～7月1日(土)
- ・視察先 東北農業研究センター
(有)耕谷アグリサービス

富山県農業施策に関する政策提案活動について

* 7月総会時に提出をお願いします。

配布資料について

- ・アグリとやま第111号

議 長 舟木 康真

署名委員 山谷 孝芳

署名委員 村上 利之

第二十九回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十九年五月十日
至 平成二十九年五月三十一日